

野生鳥獣総合管理対策事業実施要領

最終改正 令和6年5月24日 6森推第239号

(趣旨)

第1 この要領は、野生鳥獣総合管理対策事業（以下「補助事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱（平成16年7月20日付け長野県告示第445号。以下「交付要綱」という。）並びに国の定める通達等に定めのあるもののほか必要な事項を定めることとする。

(事業の種類等)

第2 事業の種類、事業内容及び当該事業を実施しようとする者（以下「事業主体」という。）は別表に掲げるとおりとする。

(事業計画)

第3 事業計画等

1 事業計画の作成と承認

(1) 事業主体は、事業計画承認申請書（様式第1-1号又は様式第1-2号）に次の関係書類を添えて所轄地域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

ア 事業計画内訳書（以下「事業計画」という。）

(ア) 様式第2-1号（ただし、別表の区分【県単】に限る）

(イ) 様式第2-2号（ただし、別表の区分【国庫】に限る）

(ウ) 様式第2-3号（ただし、別表の区分【県単（森林づくり県民税）】に限る）

イ 事業実施位置図（ただし、個体数調整事業を除く）

縮尺1万5千分の1程度の地形図に事業実施箇所を明示する。

ウ ア及びイに定めるもののほか局長が必要と認める書類

(2) 局長は、前号の規定による申請書の提出があったときは、事業計画の内容を審査し取りまとめ（様式第3-2号）の上、当該事業を所管する部長（以下「部長」という。）に協議（様式第3号）するものとする。

(3) 部長は、前号の規定による協議内容が適当と認められるときは、国の内示を受けた後（県単を除く）に協議に同意するものとする。

(4) 局長は、前号の規定による同意があったときは、事業主体に対し、承認（様式第4-1号）を行うものとする。

2 事業計画の提出期限は、部長が別途通知をおこなうものとする。

(事業の実施基準)

第4 事業の実施基準は、第2の別表に定めるものとする。

(早期着手)

第5 事業主体は、補助金交付決定前に補助対象とする事業に着手することができない。

ただし、事業計画の承認済みのもの、又は事業計画の承認を申請するもののうち、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手することができるものとする。

- (1) 事業の性格上、事業の実施時期に制約を受けるもの。
- (2) 事業の実施上、特に長期間を有するもの、
- (3) 早期着手により事業費の増額の防止が予想できるもの。
- (4) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるもの。

2 事業主体は早期着手を必要とするときは、補助事業早期着手承認申請書（様式第5号又は様式第1-2号）を局長に提出するものとする。

3 局長は、前項の協議があり、第1項のただし書きに該当し、適当と認められるときは、次の条件を付して、承認（様式第6号又は様式第4-2号）するものとする。

- (1) 補助金交付の決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- (2) 事業費及び補助金等は、補助金交付の決定のとき変更することがあること。

4 局長は、前項の承認をしたときは、直ちに補助事業早期着手報告書（様式第7号）を部長に提出するものとする。

(内示)

第6 部長は、第3第1項第3号の規定による事業計画の同意をした事業に関して、国の交付決定を受けたとき（県単を除く）は、局長に補助金額の内示をするものとする。

2 局長は、前項の規定による内示があったときは、事業主体に対し内示をするものとする。

(補助金交付申請及び交付決定)

第7 第6第2項の規定による内示を受けた事業主体は、補助事業補助金交付申請書（様式第9-1号又は様式第9-2号）に次の関係書類を添えて局長に提出するものとする。

事業計画承認通知の写し

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。この場合において、事業主体は、第7第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

3 局長は、第1項の補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、補助事業補助金の交付決定（様式第10-1号又は様式第10-2号）をするものとする。

(事業の変更)

第8 交付要綱第3第1号に該当するときは、重要変更とし、変更の手続きは次のとおりとする。

(1) 事業主体は、交付要綱第3第1号の規定による補助事業変更承認申請書(様式第8号)を局長に提出するものとする。

(2) 局長は、前号の規定により補助事業変更承認申請書の提出があり、第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の増、又は20%を超える減が生じる場合には、変更内容等を取りまとめ(様式第3-2号)の上、補助事業変更承認申請書(様式第3号)に次の関係書類を添えて部長に提出するものとする。

ア 様式第2-1号(ただし、別表の区分【県単】に限る)

イ 様式第2-2号(ただし、別表の区分【国庫】に限る)

ウ 様式第2-3号(ただし、別表の区分【県単(森林づくり県民税)】に限る)

(3) 部長は、前号の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは局長に同意するものとし、必要に応じて変更内示を行うものとする。

(4) 局長は、前号の規定による同意があったときは、事業主体に対し、当該事業計画の変更承認(様式第4-1号)を行い、必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。

(5) 局長は、第1号の規定により補助事業変更承認申請書の提出があり、第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の20%以内の減が生じる場合で、やむを得ないものと認められるときは、事業主体に対し、当該事業計画の変更承認を行い、必要に応じて補助金額の変更内示を行うとともに、変更内容等を取りまとめ(様式第3-2号)の上、直ちに部長に報告(様式第12-1号)するものとする。

(6) 第4号及び第5号の規定による変更内示に伴う補助金変更交付申請(様式第9-2号)は、第7の補助金交付申請に準じて行うものとする。

2 前項に規定する以外の変更の必要が生じたときは、軽微な変更とし、変更の手続きは次のとおりとする。

(1) 事業主体は、補助事業変更報告書(様式第11号)を局長に提出するものとする。

(2) 局長は、前号の提出があったときは、変更内容等を取りまとめ(様式第3-2号)の上、直ちに部長に報告(様式第12-2号)するものとし、部長は、必要に応じて変更内示を行うものとする。

(事業の中止、廃止、完了期限延長)

第9 交付要綱第3第1項第2号に規定する事業の中止、廃止の手続きは次のとおりとする。

(1) 事業主体は、事業の中止若しくは廃止を必要とするときは、補助事業中止承認申請書(様式第13号)を局長に提出するものとする。

(2) 局長は、前号の規定により申請書の提出があり、中止若しくは廃止をした時点で

事業実績があったときは、事業主体の調査を行うものとする。

- (3) 局長は、第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の20%を超える減が生じる場合には、前号の調査を行った場合は調査結果を付して、部長に協議（様式第14号）するものとする。
 - (4) 部長は、前号の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは局長に同意するものとする。
 - (5) 局長は、前号の規定による同意があったとき、又は第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の20%以内の減が生じる場合で、やむを得ないと認められるときは事業主体に対し、承認（様式第15号）をするものとする。
 - (6) 局長は、第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の補助金額の20%以内の減が生じる場合で、前号の承認をしたときは、直ちに補助事業中止（廃止）報告書（様式第16号）を部長に提出するものとする。
- 2 局長は、その職員を指定して、前項第2号の規定による調査を行うことができる。
 - 3 交付要綱第3第1項第2号に規定する事業の完了期限延長の手続きは次のとおりとする。
 - (1) 事業主体は、事業の完了期限の延長を必要とするときは、補助事業延長申請書（様式第17号）により、局長に提出するものとする。
 - (2) 局長は、前号の規定による申請書の提出があり、やむを得ないものと認められるときは、事業主体に対し、承認をするものとする。
 - (3) 局長は、前号の承認をしたときは、直ちに補助事業延長報告書（様式第18号）を部長に提出するものとする。

（実績報告）

- 第10 事業主体は、事業が完了したときは、交付要綱第6に規定する補助事業実績報告書（様式第19号）に次の関係書類を添えて局長に提出するものとする。
 - (1) 事業実行内訳書
 - ア 様式第2-1号（ただし、別表の区分【県単】に限る）
 - イ 様式第2-2号（ただし、別表の区分【国庫】に限る）
 - ウ 様式第2-3号（ただし、別表の区分【県単（森林づくり県民税）】に限る）
 - (2) 事業実施位置図（ただし、個体数調整事業を除く）

縮尺1万5千分の1程度の地形図に事業実施箇所を明示する。
 - (3) 野生鳥獣被害防除対策事業については、実測図。（追い払い事業を除く。）
 - (4) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し
 - (5) ニホンジカの捕獲許可に関する実績報告に伴う調査表（個体数調整事業に限る。令和3年度4月1日以降に捕獲された個体に限る。）
 - (6) 前各号に定めるもののほか局長が必要と認める書類
- 2 第7第2項ただし書により交付の申請をした事業主体は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。
- 3 第7第2項ただし書により交付の申請をした事業主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額

(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第20号)により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第13条第1項の補助事業の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告するものとする。

(調査)

第11 局長は、交付要綱第6に規定する実績報告書の提出に伴う補助金の確定調査を次により行うものとする。

- (1) 第3第1項の規定により提出された事業計画との整合等の確認。
- (2) 第7第2項の規定により交付決定した補助金その他事業費等に関する収入及び支出。
- (3) 前各号に定めるもののほか局長が必要と認める事項。
- (4) 確定調査は、書類調査と必要に応じて現地調査を併せて行うこと。

2 調査職員は、前項に規定する調査を実施したときは、補助事業調査書(様式第21号)を作成するものとする。

3 局長は、その職員を指定して、第1項の規定による調査を行うことができる。

(補助金の確定)

第12 局長は、実績報告書提出後の確定調査結果に基づいて補助金の確定(様式第22号)をし、事業主体へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第13 事業主体は、交付要綱第7に規定する補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金額の確定後に補助事業補助金交付請求書(様式第23号)を局長に提出するものとする。

2 事業主体は、第7第2項の規定による交付決定を受けた補助金に関し、次に掲げる補助金額を上限として概算払いを請求することができる。

- (1) 補助対象となる事業の出来高が60パーセント未満の場合にあっては、交付決定額の50パーセント以内の額。
- (2) 出来高が60パーセント以上の場合にあっては、交付決定額の90パーセント以内の額で補助対象となる施設等に係る実質の出来高率を乗じた額を超えない額。

3 局長は、前項の規定による概算払いの請求があったときは、速やかに第11の規定に基づく調査を行い、出来高を確認した上で補助金の概算払いをするものとする。

(事業実績の報告)

第14 局長は、事業実施年度の翌年度の4月15日までに部長に事業実績報告書(様式第24号)を提出するものとする。

(他の施策との関連)

第 15 本事業の実施に当たっては、他の施策との関連及び活用に配慮するものとする。

(書類の経由)

第 16 この要領により局長に提出する書類は、補助事業施行地を管轄する市町村長を経由するものとする。

附則

1 この要領は、令和 6 年度の事業から適用する。

別表

区分	事業の種類	事業内容	事業主体	【財源】実施基準等
【県単】	集落等捕獲 隊活動支援 事業	集落等捕獲隊が行う止め刺し、見回り、運搬、埋設処理等に対する報酬等	市町村 集落 保護管理対 策協議会	【県単】 鳥獣被害対策実施隊員が指導者となる集落等捕獲隊を補助対象とする。
	大型獣緊急 捕獲・放獣 事業	(1) 人畜、農作物等へ危害を加え、又は加えるおそれのあるツキノワグマを捕獲するための箱わな（ドラム缶檻）の購入及び設置管理 (2) 捕獲又は錯誤捕獲したツキノワグマの奥山等への放獣実施 (3) 市街地等（人身被害に直結するおそれのある場所）に出没した大型獣（ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、ニホンザル）の捕獲、放獣、追い払い（錯誤捕獲されたカモシカの放獣及び出没状況の監視・対策指導等を含む）に要する経費 (4) 市街地等（人身被害に直結するおそれのある場所）に出没したツキノワグマの追い払い（出没状況の監視・対策指導・誘引物の除去を含む）に要する経費	市町村 保護管理対 策協議会	【県単】 (4)の「出没状況の監視」はツキノワグマの追払いを目的としたセンサーカメラ等の導入やGPSの装着等、「誘引物の除去」は放任果樹等の伐採を補助対象とする。

<p>個体数調整事業</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画に基づき実施するニホンジカ、ニホンザル、イノシシの幼獣等の許可捕獲を目的とした捕獲</p> <p>捕獲したニホンジカ、ニホンザル、イノシシの幼獣等を埋設するための残渣処理場作設、設置後の維持管理のための資材購入、焼却処理経費</p>	<p>市町村 保護管理対策協議会</p>	<p>【県単】 補助上限額は1頭あたり、次の金額とする。</p> <p>ニホンジカ 2,500円 ニホンザル 2,500円 イノシシ 2,000円</p> <p>鳥獣被害対策実施隊員による捕獲であり、4月1日から翌年3月31日まで捕獲確認をした場合に補助対象とする。</p> <p>鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（国庫）で補助対象にならない幼獣等を対象とする。</p>
<p>鳥獣被害対策実施隊員支援事業</p>	<p>鳥獣被害対策実施隊員が負担する技術向上、更新射撃講習経費、事故防止用具経費、実施隊員に対する傷害保険料、簡易無線機の購入経費、その他実施隊活動に要する経費</p>	<p>市町村 保護管理対策協議会</p>	<p>【県単】 鳥獣被害対策実施隊員を補助対象とする。</p>
<p>銃猟者確保・育成支援事業</p>	<p>新規銃猟者（新規銃猟免許取得者、猟友会加入者、有害鳥獣捕獲従事予定者のすべてを満たす者とする。）が銃砲所持許可取得に要する医師診断書料、射撃講習経費（弾代含む）、事故防止用具経費、ハンター保険料及び上記新規銃猟者の銃砲所持許可取得や取得後の指導を行う熟練狩猟者に対する報償等</p>	<p>市町村 保護管理対策協議会</p>	<p>【県単】 1人当たりの補助上限額は、次の金額とする。</p> <p>新規銃猟者 10,000円 熟練狩猟者 2,500円</p>

【 県単 （森林づくり県民税）】	再造林推進シカ捕獲サポート事業	<p>林内捕獲サポート隊に対して行う研修等や林内捕獲サポート隊の活動に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 林内捕獲サポート活動経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業に従事する者に対する賃金・保険代 ・林内捕獲サポート活動に必要な資材（餌代含む） <p>(2) 研修費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・研修教材費 <p>(3) その他費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場借料、会議用機械器具の借料 ・事務用品及び印紙代 ・書類の印刷費及び製本費 ・郵便料、電信電話料及び運搬料 ・重機・車両の借料及び燃料代 ・林内捕獲サポート体制の構築への役務要請に対する賃金 	市町村	【 森林づくり県民税 】
【 国庫 】	追い払い事業	森林等で食害等の被害を発生させている野生鳥獣を追い払うために使用する器具の購入	市町村 集落 保護管理対策協議会	【 国庫 】（林野庁）
	造林木保護事業	ニホンジカ、ニホンカモシカ等による造林木等被害防止のための忌避剤や防護資材の設置及び資材の購入	市町村 森林組合 生産森林組合 森林整備法人	【 国庫 】（林野庁） 森林造成事業実施要領（昭和55年3月3日54営林第405号部長通知。）の実行経費及び標準経費に準じて補助対象経費を算出する。
	食害防止物理柵事業	ニホンジカ、ニホンカモシカ等による造林木食害防止のための物理柵の設置及び資材の購入	森林法施行令第11条第7号又は第8号に定める団体	森林造成事業に採択とならない林分についてのみ対象とする。
	樹皮剥ぎ防止テープ巻き事業	ツキノワグマ等による造林木の樹皮剥ぎを防止するためのテープ巻き等の施工及び資材の購入		森林造成事業に採択とならない林分についてのみ対象とする。

緩衝帯整備事業	野生鳥獣の隠れ家、通り道となる荒廃森林等の藪払い、除伐等の実施		る。
広域捕獲支援事業	ニホンジカ等の個体数調整において広域捕獲隊を編成した捕獲にあたっての事前準備、捕獲実施、残渣処理場整備等に要する経費	市町村 保護管理対策協議会	【国庫】（林野庁）
シカ大量捕獲施設設置事業	ニホンジカを大量捕獲するための施設の設置等に要する経費		
捕獲檻等購入支援事業	ニホンザル、イノシシ又はニホンジカ等森林に被害を与える大型獣を捕獲するための檻・わなの購入	市町村 保護管理対策協議会 森林組合 農業協同組合 牧野組合	【国庫】（林野庁） 防護柵や緩衝帯整備等総合的な対策を実施している地域を補助対象とする。
搬出機材整備支援事業	捕獲したニホンジカ等を搬出するための機材購入	市町村 保護管理対策協議会	【国庫】（林野庁）

(様式第1-1号)(第3の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業計画承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

〇〇年度において、野生鳥獣総合管理対策事業を実施したいので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第3第1項第1号の規定により、関係書類を提出します。

(様式第1-2号)(第3の1の(1)及び第5の2関係)

野生鳥獣総合管理対策事業計画及び早期着手承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

〇〇年度において、野生鳥獣総合管理対策事業を、下記の通り早期着手により実施したいので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第3第1項第1号及び第5の2の規定により、関係書類を提出します。

記

- 1 早期着手の理由
- 2 早期着手の事業内容
- 3 事業費
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日

(様式第2-1号)(第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業計画内訳書【県単】

事業主体名：_____

事業の種類		区分	事業箇所	事業内容	事業量	事業費(円)	補助金(円)	実施期間	被害及び対策実施状況
	集落等捕獲隊活動支援事業	県単							
	大型獣緊急捕獲・放獣事業	県単							
	個体数調整事業	県単		ニホンジカ					
				ニホンザル イノシシ					
鳥獣被害対策実施隊員支援事業	県単								
	銃猟者確保・育成支援事業	県単							
	銃猟者育成射撃場整備支援事業	県単							
県単 計		県単							

注) 変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(様式第2-2号)(第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業計画内訳書【国庫】

事業主体名：_____

事業の種類		区分	事業箇所	事業内容	事業量	事業費(円)	補助金(円)	実施期間	被害及び対策実施状況
	追い払い事業	国庫							
	造林木保護事業	国庫							
	食害防止物理柵事業	国庫							
	樹皮剥ぎ防止テープ巻き事業	国庫							
	緩衝帯整備事業	国庫							
	広域捕獲支援事業	国庫							
	シカ大量捕獲施設設置事業	国庫							
	捕獲檻等購入支援事業	国庫							
	搬出機材整備支援事業	国庫							
国庫 計		国庫							

注) 変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(様式第2-3号)(第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業計画内訳書【県単(森林づくり県民税)】

事業主体名: _____

事業の種類	区分	事業箇所	事業内容		事業量	事業費 (円)	補助金 (円)	実施期間	被害及び対策実施状況
再造林推進 シカ捕獲 サポート事業	県単 (森林税)		(1) 林内捕獲 サポート活動経費	賃金・保険代					
				資材費用					
			(2) 研修費用 (※内容を記載)						
			(3) その他費用 (※内容を記載)						
県単(森林税) 計	県単 (森林税)								

注) 変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

注) 事業内容欄の「研修費用」「その他費用」については、括弧内に費用の具体的な内容を記載すること。必要に応じて行を追加すること。

(様式第3号)(第3の1の(2)、第8の1の(2)関係)

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業(変更)計画について

このことについて、別添のとおり野生鳥獣総合管理対策事業計画承認申請書の提出がありましたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第3第1項第2号(第8第1項第2号)の規定により協議します。

(注) 事業実施主体から提出のあった事業計画承認申請書(様式第1-1号)(補助事業変更承認申請書(様式第8号))及び添付書類一式を添付すること。

(様式第3-2号) (第3の1の(2)、2 第8の1の(2)、2の(2)関係)

地域振興局別事業(変更)計画取りまとめ表【県単】

地域振興局名: _____

市町村	事業主体	事業の種類	区分	補助金額	(変更内容)	(変更理由)	備考
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
			県単				
県単 計			県単				

注) 市町村ごとに補助金の計をとること。
変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第3-2号) (第3の1の(2)、2 第8の1の(2)、2の(2)関係)

地域振興局別事業(変更)計画取りまとめ表【国庫】

地域振興局名: _____

市町村	事業主体	事業の種類	区分	補助金額	(変更内容)	(変更理由)	備考
			国庫				
			国庫				
			国庫				
			国庫				
			国庫				
			国庫				
			国庫				
			国庫				
			国庫				
			国庫				
国庫 計			国庫				

注) 市町村ごとに補助金の計をとること。

変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第3-2号) (第3の1の(2)、2 第8の1の(2)、2の(2)関係)

地域振興局別事業(変更)計画取りまとめ表【県単(森林づくり県民税)】

地域振興局名: _____

市町村 (事業主体)	事業の種類	事業内容	区分	補助金額	(変更内容)	(変更理由)	備考
	再造林推進 シカ捕獲サ ポート事業		県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
			県単 (森林税)				
県単(森林税) 計				県単 (森林税)			

注) 市町村ごとに補助金の計をとること。
変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第4-1号)(第3の1の(4)、第8の1の(4)関係)

年 月 日
番 号

様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業(変更)計画の承認について

年 月 日付け で承認申請のありました野生鳥獣総合管理対策事業(変更)計画については、申請のとおり承認します。

様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業(変更)計画及び早期着手の承認について

年 月 日付け で承認申請のありました野生鳥獣総合管理対策事業(変更)計画及び早期着手については、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 補助金交付の決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- 2 事業費及び補助金等は、補助金交付の決定のとき変更することがあること。

番 年 月 号 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等))
代表名 氏名

野生鳥獣総合管理対策事業早期着手承認申請書

〇〇年度野生鳥獣総合管理対策事業計画に基づく下記の事業を早期着手したいので申請します。

記

- 1 早期着手の理由
- 2 早期着手の事業内容
- 3 事業費
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日

(様式第6号)(第5の3関係)

番 号
年 月 日

様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業の早期着手の承認について

年 月 日付け 第 号で申請のありました〇〇年度野生鳥獣総合管理対策事業の早期着手について下記の条件を付して承認します。

記

- 1 補助金交付の決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- 2 事業費及び補助金等は、補助金交付の決定のとき変更することがあること。

(様式第7号)(第5の4関係)

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業早期着手報告書

このことについて、別添のとおり〇〇年度野生鳥獣総合管理対策事業早期着手の承認申請があり、
適当と認められたので〇年〇月〇日付けで承認しました。

(様式第8号)(第8の1の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった〇〇年度野生鳥獣総合管理対策事業を下記のとおり変更したいので、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱第5第1項の規定により、申請します。

記

1 変更の理由

(注) 変更する事業計画において、変更前と変更後が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載した事業計画を添付すること。

(様式第9-1号)(第7の1関係)

野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付申請書

番 年 月 号 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

〇〇年度野生鳥獣総合管理対策事業を下記のとおり実施したいので、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱第4の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

区 分	補助金額	備 考
(県単・県単(森林税)・国庫)	円	

1 補助金の目的

2 補助金の内容及び計画(又は実績)

3 経費の配分

事業の種類	事業に要する経費 (又は要した経費)	負 担 区 分			備 考
		補助金	市町村 負担金	その他 負担金	
	円	円	円	円	

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業着手・完了予定年月日

事業着手 年 月 日
 事業完了予定 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

収入内訳	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 市町村費					
3 その他					
合 計					

(2) 支出の部

支出内訳	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
支出額	円	円	円	円	

様式第9-1号 別紙

【県単】【県単（森林づくり県民税）】

野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付申請に係る確認書

確認項目		チェック欄
実施主体	市町村、集落、協議会等による事業であるか。	
事業内容	銃猟者確保・育成支援事業にあつては、新規銃猟者は新規に銃猟免許を取得、猟友会加入、有害鳥獣捕獲従事者または予定者の全ての要件を満たしているか。	
実施基準	集落等捕獲隊活動支援事業にあつては、鳥獣被害対策実施隊員が指導者となる集落等捕獲隊であるか。	
実施基準	個体数調整事業にあつては、鳥獣被害対策実施隊員による捕獲であるか。また、幼獣等の捕獲であるか。	
実施基準	鳥獣被害対策実施隊員支援事業にあつては、鳥獣被害対策実施隊員を対象とした事業であるか。	
実施基準	再造林推進シカ捕獲サポート事業にあつては、市町村の組織する「林内捕獲サポート隊」を対象とした事業であるか。	

本補助金の申請に際し、上記すべての項目について要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日

事業実施主体名

野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付申請に係る確認書

確認項目		チェック欄
実施主体	市町村、協議会、森林組合、農業協同組合等による事業か。	
実施基準	広域捕獲支援事業にあつては、事前準備、捕獲実施、残渣処理等の捕獲行為に伴う内容であるか。	
事業内容	野生鳥獣による森林被害等の防止を目的として実施する事業であるか。	
実施基準	造林木保護事業、食害防止物理柵事業、樹皮剥ぎ防止テープ巻き事業、緩衝帯整備事業にあつては、森林造成事業（信州の森林づくり事業）の採択とならない林分での事業か。	
実施基準	捕獲檻等購入支援事業にあつては、放獣することを目的とした捕獲檻等の購入となっていないか。また、防護柵や緩衝帯整備等の総合的な対策を実施しているか。	

本補助金の申請に際し、上記すべての項目について要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日 _____

事業実施主体名 _____

(様式第9-2号)(第7の1関係、第8の1の(6)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のありました、野生鳥獣総合管理対策事業を下記のとおり変更してください。

交付決定のあった補助金	変更後の補助金額	今回変更増減額
円	円	円

注) 変更計画承認通知の写しを添付すること。

記

1 補助金の目的

2 補助金の内容及び計画（又は実績）

3 経費の配分

事業の種類	事業に要する経費 (又は要した経費)	負担区分			備考
		補助金	市町村 負担金	その他 負担金	
	円	円	円	円	

(注1) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注2) 変更の場合二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載する。(5の記載も同様とする。)

4 事業着手・完了予定年月日

事業着手 年 月 日

事業完了予定 年 月 日

5 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

収入内訳	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 市町村費					
3 その他					
合計					

(2) 支出の部

支出額	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	

(様式第10-1号)(第7の3関係)

長野県 地域振興局指令 第 号

〇〇〇〇(事業主体名)

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度野生鳥獣総合管理
対策事業補助金 円を、次の条件を付して交付します。

年 月 日

長野県 地域振興局長

- 1 補助事業の遂行にあたっては、補助金等交付規則(昭和34年3月23日長野県規則第9号)、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱(平成16年7月20日付け長野県告示第445号)及び野生鳥獣総合管理対策事業実施要領並びに国の定める通達に従わなければならない

(様式第10-2号)(第7の3関係)

長野県 地域振興局指令 第 号

〇〇〇〇(事業主体名)

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定した、 年度野生鳥獣総合管理対策事業補助金については、 円を 円に、変更し交付します。

年 月 日

長野県 地域振興局長

1 変更交付決定の内容

交付決定金額 円

変更交付決定金額 円

補助金増減額 円

2 交付条件は、年 月 日付け 地域振興局指令 第 号の補助の条件のとおりとする。

(様式第11号)(第8の2の(1)関係)

野生鳥獣総合管理対策事業変更報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった 年度
野生鳥獣総合管理対策事業を下記のとおり変更したので報告します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(注) 補助金交付申請書の添付書類(様式第2-1号又は様式第2-2号又は様式2-3号)により、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第 12-1 号) (第 8 の 1 の (5) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業変更報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から野生鳥獣総合管理対策事業変更承認申請書が提出され、承認しましたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第 8 第 1 項第 5 号の規定により報告します。

(注 1) 変更の内容は、様式第 3-2 号により、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(注 2) 変更箇所を分かるように訂正した事業計画を添付すること。

(様式第 12-2 号) (第 8 の 2 の (2) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業変更報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から野生鳥獣総合管理対策事業変更報告書が提出されたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第 8 第 2 項第 2 号の規定により報告します。

(注 1) 変更の内容は、様式第 3-2 号により、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(注 2) 変更箇所を分かるように訂正した事業計画を添付すること。

(様式第 13 号) (第 9 の 1 の (1) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった 年度
野生鳥獣総合管理対策事業を下記の理由によって、中止（廃止）したいので、野生鳥獣総合管理対策
事業補助金交付要綱第 5 第 1 項第 2 (3) 号の規定により、申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 事業の実施状況

(注) 事業の実施状況は、補助金交付申請書の添付書類（様式第 2-1 号又は様式第 2-2 号又は様式 2-3 号）により、計画を括弧書で上段に、実施状況を下段に記載すること。

(様式第 14 号) (第 9 の 1 の (3) 関係)

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地 域 振 興 局 長

野 生 鳥 獣 総 合 管 理 対 策 事 業 中 止 (廃 止) に つ い て

このことについて、別添のとおり野生鳥獣総合管理対策事業中止（廃止）承認申請書の提出がありましたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第 9 第 1 項第 3 号の規定により協議します。

(様式第 15 号) (第 9 の 1 の (5) 関係)

年 月 日
番 号

様

地域振興局長

野生鳥獣総合管理対策事業中止（廃止）の承認について

年 月 日付け で承認申請のありました野生鳥獣総合管理対策事業の中止（廃止）
については、申請のとおり承認します。

(様式第 16 号) (第 9 の 1 の (6) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業中止 (廃止) 報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から野生鳥獣総合管理対策事業中止 (廃止) 承認申請書の提出があり、適当と認められたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第 9 第 1 項第 6 号の規定により報告します。

(様式第 17 号) (第 9 の 3 の (1) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業完了期限延長承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった 年度
野生鳥獣総合管理対策事業を下記の理由によって、完了期限を延長したいので、野生鳥獣総合管理対
策事業補助金交付要綱第 5 第 1 項第 4 号の規定により、申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 完了期限延長の理由
- 3 事業の実施状況
- 4 事業実施についての見通し
- 5 事業完了予定年月日

(注) 事業の実施状況は、補助金交付申請書の添付書類 (様式第 2-1 号又は様式第 2-2 号又は様式 2-3 号) により、計画を括弧書で上段に、実施状況を下段に記載すること。

(様式第 18 号) (第 9 の 3 の (4) 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業延長報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から野生鳥獣総合管理対策事業延長承認申請書の提出があり、
適当と認められたので、野生鳥獣総合管理対策事業実施要領第 9 第 3 項第 4 号の規定により報告
します。

野生鳥獣総合管理対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった 事業について、下記のとおり実施したので、野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱第 6 の規定に基づき、その実績を報告します。

- 1 事業の目的
- 2 補助金の内容及び実績
- 3 経費の配分

事業の種類	事業に要した経費	負 担 区 分			備 考
		補助金	市町村負担金	その他負担金	
	円	円	円	円	

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

- 4 事業着手・完了年月日

事業着手 年 月 日

事業完了 年 月 日

- 5 収支精算

(1) 収入の部

収入内訳	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 市町村費					
3 その他					
合 計					

(2) 支出の部

支出内訳	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
支出額	円	円	円	円	

(注1)

必要な書類は別途添付すること。

〇〇年度 消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で補助金交付決定のあった 一事業に
ついて、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等交付規則第 13 条第 1 項の補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ① 消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ② 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ③ 3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ④ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる書類

5 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況等

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記入すること。

6 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ① 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税 (個人事業主の場合は前々年に係る所得税) 確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ② 新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ③ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業年度における消費税確定申告書 (簡易課税) の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ④ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる書類

(様式第 21 号) (第 11 の 2 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業調査書

年 (年) 月 日

調査員
職 氏名

印

調査の結果は下記のとおりです。

記

事業名	年度 野生鳥獣総合管理対策事業			
事業主体名				
事業実施期間	着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
調査年月日	年 月 日			
事業内容	実施内容			
	事業費	円		
	補助金額	円		
調査所見				

(様式第 22 号) (第 12 関係)

地域振興局達 番 号

〇〇〇〇 (事業主体名)

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定をした 年度野生鳥獣
総管理対策事業補助金の額を 円と確定します。

年 月 日

地域振興局長

(様式第 23 号) (第 13 の 1 関係)

野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局達 第 号で補助金の確定のありました 年度
野生鳥獣総合管理対策事業に係る補助金を下記のとおり交付 (概算払) してください。

記

区 分	確定 〔交付決定〕 額	交付 (概算払) 請求額			残 額	請求日現在 の出来高
		前回までに 支払いを 受けた額	今回請求額	計		
	円	円	円	円	円	%

振込先

金融機関

口座種別・番号・名義 (フリガナ)

(注) 概算払の場合は、出来高の根拠となる資料を添付すること。

